



平成 27 年 6 月 26 日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社
代表者 代表取締役社長 尾上 広和
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
コード番号 6457
上場取引所 東証第一部
決算期 3月
問合せ先 取締役専務執行役員 三和 元純
T E L (079) 297-3131

執行役員等に対するインセンティブ・プラン導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の取締役会において、当社執行役員及び経営幹部社員（以下「執行役員等」という。）を対象としたインセンティブ・プラン（株式交付制度。以下「本制度」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

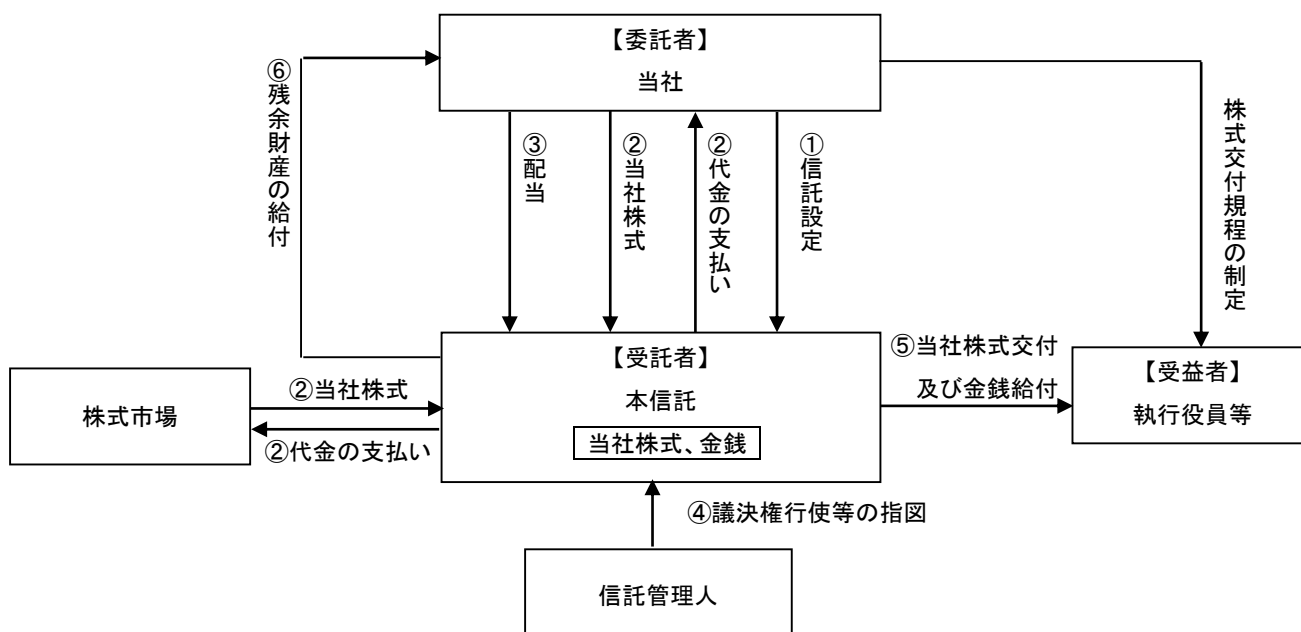
なお、本制度の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細については、決定次第改めてお知らせします。

記

1. 本制度導入の目的

- (1) 本制度は、執行役員等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識ならびに現在展開中の「2017中期経営計画」への達成意欲をより一層高めることを目的に導入するインセンティブ・プランであります。
- (2) 本制度の導入にあたっては、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「本信託」という。）と称される仕組みを採用します。
- (3) 本制度では、役職及び会社業績に応じて執行役員等にポイントを付与し、本信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、当該ポイントの数に応じて、在職時及び退職時に交付または給付（以下「交付等」という。）いたします。
- (4) 本信託の導入により、執行役員等に対し、中長期的な視野での業績や株価を意識した業務遂行を促し、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、執行役員等の意思が反映される仕組みであるため、執行役員等の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 本制度の概要



- ①当社は、金銭を信託し、受益者要件を充足する執行役員等を受益者とする本信託を設定します。
- ②本信託は、上記①の当社が抛出した資金を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から予め定める取得期間内に取得します。
- ③本信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ④信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に関する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤信託期間中、一定の要件を満たす執行役員等は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイント付与を受けただうえで、かかるポイントの一定割合に相当する当社株式等の交付等を受けます。
- ⑥受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

以 上